

1 入所審査及び面接について

(1) 入所審査について

入所（園）基準に基づき、保育の必要性の高い方から順に、保育所を仮に決定し、その保育所での面接を御案内します。

入所希望の記載のない保育所への御案内は行いません（「上記以外の保育園も希望する」にチェックした場合を除く）。令和7年度4月の保育所入所の申請書類一式を提出後、希望保育所の追加、変更等がある場合には、必ず受付期間中（10月24日（木）17時15分まで）に保育担当までお申し出ください。

(2) 面接の御案内について

面接の御案内は、11月下旬頃に御自宅に通知を郵送します。面接の御案内ができない場合や、再調整による繰り上げが発生した場合は、令和6年12月中旬頃に通知等にて御連絡します。

※面接を経て、入所の可否等を決定します。

※電話で連絡する場合があります。

※電話に出られなかった場合は、必ず折り返し保育担当に御連絡くださいますようお願いいたします。連絡がつかない場合には、面接の御案内ができないこととなります。

(3) 自己都合による面接日程の変更について

面接日決定後、自己都合により面接日程を変更する必要がある場合には、保護者の方と該当する保育所とで直接連絡を取っていただき、日程の調整を行ってください。

(4) 面接の辞退について

保護者様が希望される保育所へ面接を案内した場合は、原則、面接に行ってください。以下の理由で案内した施設の面接及び内定を辞退した場合、4月入所での再調整は行わず、5月入所での審査となります。

理由：希望順位が低い、遠い、園の雰囲気と合わない、兄弟姉妹が別々の園になってしまった、等

2 保育所入所決定について

保育所への入所が決定した方には、1月下旬までに、保育所入所承諾書を郵送します。また、保育所への入所が保留となる方についても、1月下旬までに、保育所入所保留通知書を郵送します。

※転園希望の方については、転園が決定した場合のみ、保育所入所承諾書を郵送します。

3 注意・確認事項

- (1) お預かりした書類の内容等について、電話で確認をさせていただくことがあります。
- (2) 就労証明書に確認が必要な場合は、市担当より直接電話で就労先に問い合わせることがあります。
- (3) 保育所の入所可能年齢を満たさない場合は、その保育所を除いた上で審査を進めます。
- (4) 世帯構成が入所申込書と異なる場合は、住民登録状況を確認し、審査を進めます。
- (5) 4月入所決定者の転園届については、6月入所から提出可能です。
提出期間は、4月1日（火）から4月30日（水）です。
- (6) 書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合は、入所を取り消す場合があります。
- (7) 転入確約にてお申込みされた方は、鶴ヶ島市へ転入された際に、こども支援課保育担当へお越しく
ださい。
- (8) 出産確約にてお申込みされた方は、出生届等の手続の際に、こども支援課保育担当へお越しく
ださい。

連絡先： 鶴ヶ島市役所 福祉部 こども支援課 保育担当 木下・加藤
049-271-1111（内線151・152・153）